

関係法令

1 食料・農業・農村政策審議会経営分科会関連

- (1) 食料・農業・農村基本法（抄）・・・・・・・・・・ 1
- (2) 食料・農業・農村政策審議会令・・・・・・・・・・ 3
- (3) 食料・農業・農村政策審議会議事規則・・・・・・・・ 6
- (4) 食料・農業・農村政策審議会経営分科会における農業災害
補償法の施行に関する小委員会の設置について・・・・ 8

2 家畜共済関連

- (1) 農業災害補償法（抄）・・・・・・・・・・ 9
- (2) 農業災害補償法施行規則（抄）・・・・・・・・・・ 11

3 薬価関連

- (1) 薬事法（抄）・・・・・・・・・・ 13
- (2) 健康保険法の規定による療養に要する額の算定方法の全部
を改正する件（抄）・・・・・・・・・・ 15

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に關する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定等に關する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖の価格調整に關する法律(昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)、農業振興地域の整備に關する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律(平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に關する法律(平成十二年法律第百十六号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)

(所掌事務)

第一条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
総合食料分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第三十号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
消費・安全分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること。
生産分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)、砂糖の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第一百十二号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
経営分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業経営の育成及び関係団体の再編整備に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農村振興分科会	一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農村の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第八条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。ただし、総合食料分科会に係るものについては農林水産省総合食料局食料企画課において、消費・安全分科会に係るものについては農林水産省消費・安全局消費・安全政策課において、生産分科会に係るものについては農林水産省生産局総務課において、経営分科会に係るものについては農林水産省経営局経営政策課において、農村振興分科会に係るものについては農林水産省農村振興局農村政策課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十五年七月三十日政令第三百四十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

○食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成十三年三月二十一日
食料・農業・農村政策審議會決定

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議會（以下「審議會」という）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議會令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議會の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議會に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議會に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第九条 分科会（総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会及び主要食糧分科会）の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

- 2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

(小委員会)

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十一条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十三年二月十六日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

○食料・農業・農村政策審議会経営分科会における農業災害補償法の施行に関する小委員会の設置について

平成十五年十月三十日
食料・農業・農村政策審議会経営分科会長

第一条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第十条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会経営分科会（以下「分科会」という。）に、追って指名する専門委員からなる農業災害補償法の施行に関する小委員会を置き、家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議させる。

第二条 追って指名する同小委員会の座長は、調査審議の結果を分科会に報告するものとする。

第三条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

○農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

第百十五条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類(第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。)ごとに、次の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び廃用(これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。)による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。)及び傷害による損害(疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。)のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第十項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの(以下「診療技術料等」という。)に対応する共済掛金標準率乙(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第十項において同じ。)を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 伝染性の疾病又は気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの(以下「家畜異常事故」という。)による損害(家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないうことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。)に対応する共済掛金標準率丙(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率

② 前項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

③ ⑬ (略)

⑬ 第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年十二月二十七日農林省令第九十五号)(抄)

第三十条 法第百十五條第二項の農林水産省令で定める一定年間は、同條第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲(第二十九條の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応するものを除く。)並びに同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙については過去三年間、第二十九條の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応する法第百十五條第一項第一号の共済掛金割引標準率甲並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙については過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

○農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)(抄)

第三十三条 法第一百六条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)の内容に応じて農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額による。

② 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用(初診料を除く。)を限度とする。

第三十四条の三 法第二百二十五条第一項第三号口の疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに依つて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額とする。

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

※参照条文

農業災害補償法

第一百六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十)を乘じて得た額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員等が被る損害(当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。)の額に相当する金額

② 前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

③・④ (略)

第二百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一・二 (略)

三 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

ロ 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)
により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、疾病(家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)
又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに
応じて算定される金額の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

三の二五 (略)

②④ (略)

○藥事法(昭和三十五年法律第四百十五号)(抄)

(製造業の許可)

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(製造品目の変更等の許可)

第十八条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第十三条から第十三条の三までの規定を準用する。

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(準用)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業については、第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第六十八条の二の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「厚生労働大臣の承認を受けていないとき」とあるのは「厚生労働大臣の承認を受けていないとき(外国においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けているときを除く。)」と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者(その者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)」が第十九条の二第二項の規定に該当する者であるときも、同様とする」と、第十三条の三第一項本文中「その者がその物につき次条(第二十三条)において準用する場合を含む。次項において同じ。」の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」とあるのは「その者及び外国においてその物を製造する者がその物につき次条(第二十三条)において準用する場合を含む。」及び第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」と、同項ただし書中「その者が」とあるのは「その者又は外国においてその物を製造する者が」と、同条第二項中「次条」とあるのは「次条(第二十三条)において準用する場合を含む。」又は第十九条の二」と読み替えるものとする。

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療用具、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療用具、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具、第七十四条の二第一項(第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第四項の規定を準用する。

○健康保険法の規定による療養に要する額の算定方法の全部を改正する件

○厚生省告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）の全部を次のように改正し、平成六年四月一日から適用し、平成四年三月厚生省告示第五十号（給食料を算定している患者に係るビタミン剤の算定方法を定める件）及び平成四年三月厚生省告示第五十二号（厚生大臣が定める疾患、厚生大臣が定める上限としての点数及び厚生大臣が定める点数を定める件）は、平成六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同年九月三十日までの間においては、改正後の別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第五部区分F200の注3、同章第六部区分G100の注2、別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）第二章第五部区分F200の注3及び同章第六部区分G100の注2中「給食料を算定している患者」とし、改正後の医科点数表、歯科点数表及び別表第三調剤報酬点数表中別に厚生大臣が定める部分については別に厚生大臣が定めるところによる。

平成六年三月十六日

厚生大臣 大内 啓伍

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法

- 一 保険医療機関に係る療養に要する費用の額は、歯科診療以外の診療にあつては別表第一医科診療報酬点数表により、歯科診療にあつては別表第二歯科診療報酬点数表により算定するものとする。
- 二 保険医療機関に係る療養に要する費用の額は、一点の単価を十円とし、別表第一又は第二に定める点数を乗じて算定するものとする。
- 三 保険薬局に係る療養に要する費用の額は、別表第三調剤報酬点数表により、一点の単価を十円とし、同表に定める点数を乗じて算定するものとする。
- 四 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局が毎月分につき保険者ごとに請求すべき療養に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 五 特別の事由がある場合において、都道府県知事が厚生大臣の承認を得て別に療養担当手当を定めた場合における療養に要する費用の額は、前各号により算定した額に当該療養担当手当の額を加算して算定するものとする。

別表 略